建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 21 年７月 30 日

近畿地方整備局長　木下　誠也

1　処分をした年月日　平成21年３月５日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　大勝建設株式会社　脇坂　育男　大阪府大阪市生野区中川西１―８―４　国土交通大臣許可（特―19）第22159号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（造園工事業に関する特定建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成21年３月５日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 21 年７月 30 日

近畿地方整備局長　木下　誠也

1　処分をした年月日　平成20年11月19日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社三機サービス　中島　義兼　兵庫県姫路市野里109―17　国土交通大臣許可（般特―18）第16962号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（建築工事業に関する特定建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成20年11月19日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 21 年７月 30 日

近畿地方整備局長　木下　誠也

1　処分をした年月日　平成21年３月10日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社エーワイ大橋　紘一　大阪府大阪市大正区南恩加島６―17―14　国土交通大臣許可（般特―17）第12183号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（鋼構造物工事業に関する一般建設業の許可並びに土木工事業、とび・土工工事業に関する特定建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成21年３月10日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 21 年７月 30 日

近畿地方整備局長　木下　誠也

1　処分をした年月日　平成21年３月６日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　楠本建設株式会社　楠本　卓司　和歌山県和歌山市岩橋898―１　国土交通大臣許可（般特―19）第13207号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（管工事業、電気通信工事業、造園工事業に関する一般建設業の許可並びに土木工事業、建築工事業、とび・土工工事業、石工事業、ほ装工事業、しゆんせつ工事業、水道施設工事業に関する特定建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成21年３月６日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 21 年７月 30 日

近畿地方整備局長　木下　誠也

1　処分をした年月日　平成21年２月25日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　大和田建設株式会社　西川　　勉　奈良県御所市大字小殿524　国土交通大臣許可（般特―17）第18913号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（建築工事業、大工工事業、左官工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロツク工事業、鉄筋工事業、板金工事業、ガラス工事業、防水工事業、内装仕上工事業、熱絶縁工事業、建具工事業に関する特定建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成21年２月25日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 21 年７月 30 日

近畿地方整備局長　木下　誠也

1　処分をした年月日　平成21年３月10日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社マトバ　的場　眞司　兵庫県尼崎市常光寺１―27―２　国土交通大臣許可（般―20）第22619号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（建築工事業に関する一般建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成21年３月10日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 21 年７月 30 日

近畿地方整備局長　木下　誠也

1　処分をした年月日　平成21年３月18日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　山一建材工業株式会社　島田　重樹　大阪府吹田市江の木町29―12　国土交通大臣許可（般―19）第17484号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（建築工事業、とび・土工工事業に関する一般建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成21年３月18日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 21 年７月 30 日

近畿地方整備局長　木下　誠也

1　処分をした年月日　平成21年３月５日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　城南建設株式会社　安田　安子　奈良県宇陀市大字陀区拾生554　国土交通大臣許可（般特―16）第18290号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（管工事業に関する一般建設業の許可並びに建築工事業、大工工事業、左官工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロツク工事業、鉄筋工事業、板金工事業、ガラス工事業、防水工事業、内装仕上工事業、熱絶縁工事業、建具工事業に関する特定建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成21年３月５日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 21 年７月 30 日

近畿地方整備局長　木下　誠也

1　処分をした年月日　平成21年３月12日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　玉井建設株式会社　玉井　康義　京都府宇治市宇治字文字17―７　国土交通大臣許可（特―18）第705号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（造園工事業、水道施設工事業に関する特定建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成21年３月12日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。